

5 火災発生時における予防と対応

I 火災予防上の点検・検査

1 日常の火災予防

- (1) 防火管理者、防火担当責任者、火元責任者が行う日常の任務は、下記の表「日常の火災予防を行う担当者」のとおりとする。
- (2) その他
- 防火管理者は、定期的に担当者に直接質問し、担当者の任務の確認を行う。

「日常の火災予防を行う担当者」

- (1) 日常の火災および地震の出火予防をはかるため、次の火元責任者を定める。

防火管理者 園長																	
場所	①園舎全体	②園長室	③ホール	④主事室及び給食室	⑤遊戯室	⑥印刷室・ロッカー室	⑦フリールーム	⑧2階資材室	⑨絵本の部屋	⑩ばら組	⑪すみれルーム	⑫きりん組	⑬星の組	⑭うみルーム	⑮もりルーム	⑯あいあいルーム・事務室	⑰みんなの部屋
火元責任者	園長	園長	園長	園長	教務主任	園長	あいあい指導員	教務主任	教務主任	年少担任	教務主任	あいあい指導員	年長担任	教務主任	年長担任	あい・あい指導員	副園長
火元責任者の任務	①エアコン・温風ヒーター等の火気使用設備器具の火気管理 ②電気設備器具の安全点検 ③消防用設備等の確認 ④避難訓練器具の管理 ⑤地震時の出火防止措置確認 ⑥その他、火災予防上必要な事項																

2 自主的に行う検査・点検

(1) 火災予防上の自主検査

自主検査は、日常的に行う検査と定期的に行う検査に分けて行う。

日常的に行う検査は、週番のチェック表にて行う。各担当区域の火元責任者は退出時にチェックする。

○ 「火気関係」のチェック毎日就業時に行う。

○ 「閉鎖障害等」のチェックは1日2回行う。

○ その他

・防火管理者は、定期的に自主検査の実施状況を確認するものとする。

・消防用設備等に特例が適用されている場合の特例適用条件の適否についても、防火管理者が確認、検査を実施する。

(2) 消防用設備等の自主点検

消防用設備等の法定点検のほかに、自主点検を実施する。

自主点検は、防火担当責任者がチェックする。

3 消防用設備等の法定点検

(1) 防火対象物の法定点検は区指定業者行う。

(2) 消防用設備等の法定点検は区が委託して行う。

(3) 防火管理者は、消防用設備等の点検実施時に立ち会わなければならない。

4 報告等

(1) 自主検査、自主点検及び法定点検の実施者は、定期的に防火管理者に報告する。

ただし、不備・欠陥部分がある場合は、速やかに防火管理者に報告する。

(2) 防火管理者は、報告された内容で不備・欠陥部分がある場合は、園長に報告し改修しなければならない。

(3) 防火管理者は、不備・欠陥部分の改修及び予算措置に時間のかかるものについては、管理権原者の指示を受け、改修計画を樹立する。

自衛消防組織等

1 組織の編成

自衛消防組織の編成（警戒宣言が発せられた場合の組織を含む。）は、別表7のとおりとし、この別表は、職員室の見やすいところに掲示する。

2 自衛消防活動

消火・通報・避難誘導等の担当者は、下記に示す基準により行動する。

なお、教職員には、別に「管理マニュアル」を作成し、配布する。

(1) 通報・連絡

ア 火災が発生したときには、各通報連絡担当又は火災を発見した者は、119番通報、内線電話により職員室へ火災の状況を通報するとともに、周囲の者に連絡する。

イ 職員室(防災センター)の勤務員は、消防機関へ通報するとともに、放送設備により出火場所や消火・避難誘導などを指示する。

ウ ぼやで消えた場合であっても、消防機関へ通報する。

エ 園長、防火管理者が不在のときは、緊急連絡一覧表により、園長、防火管理者へ連絡する。

オ その他

放送文は別記 8 に定めるものとし、放送設備の付近に常備する。

〔自動火災報知設備と音声警報鳴動方式の非常放送設備が連動している場合〕

(2) 初期消火

ア 初期消火担当は、出火場所に急行し、積極的に初期消火活動を行う。

イ 初期消火担当は、近くにある消火器、屋内消火栓設備を用いて消火する。

(3) 避難誘導

ア 避難誘導担当は、避難経路図に基づいて、避難誘導する。

イ 放送設備、携帯用拡声器等（メガホン、警笛、放送設備）を使用して落ち着いて行動するよう誘導する。

ウ 避難方向が、わかりにくいときは、曲がり角などに誘導員が立って、誘導する。

エ 避難誘導担当は、負傷者及び逃げ遅れた者の確認を行い、自衛消防隊長に報告する。

オ その他

屋外階段からの避難を原則とする。

(4) 安全防護

ア 逃げ遅れた者がいないことを確認した後、防火戸や防火シャッターを閉鎖する。

イ その他

空調設備の運転は、中止する。

(5) 応急救護

ア 応急救護担当は、負傷者の応急手当を行い、救急隊と連絡を密にして、負傷者を速やかに運ぶことができるようにする。

イ 応急救護担当は、負傷者の氏名、負傷程度など必要事項を記録する。

ウ その他

原則として、園庭に救護所を設置する。

(6) 初期救助、初期救護

応急救護担当は、地震時において前(5)の任務のほか、次の活動を行う。

ア 倒壊現場付近では、消火器、水バケツ等を用意し、不測の事態に備える。

イ 救出の優先順位は、人命への危険が切迫している者からとし、多数の要救助者がいる場合は、救出作業が容易な人を優先する。

ウ その他

3 自衛消防隊の活動範囲

(1) 自衛消防隊の活動範囲は、当該事業所の管理範囲内とする。

(2) 近接する建物等からの火災で延焼を阻止する必要がある場合は、設置されている消防用設備等を有効に活用できる範囲内とし、自衛消防隊長の判断に基づき活動する。

都市ガス漏えい事故防止対策は、別に定める。